

市町単独福祉医療費助成制度実施状況

(令和7年10月1日現在)

< 全て、子ども、重度障害者・児(老人)等、老人、母子家庭等(老人)、その他 >

市 町 名	事 業 名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法		
大 津 市	子 ど も 医 療	有	40259	オレンジ	・ 小学校 1 年生から中学校 3 年生の者	無	無	医療保険の自己負担額(※ 1)から県制度に準ずる自己負担金(※ 2)を控除した額	県内 現物 県外 償還	R5.10.1	25,824
	重 度 障 害 者 (児) < 身 体 障 害 者 >	有	① 47250 ② 47253	ピンク	・ 県の所得制限により非該当となった者 ・ 20歳未満で身障手帳 3 級所持者	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	①医療保険の自己負担額(※ 1) ②医療保険の自己負担額(※ 1)から県制度に準ずる自己負担金(※ 2)を控除した額	県内 現物 県外 償還	H27.1.1	187
	重 度 障 害 者 (児) < 知 的 障 害 者 >				・ 県の所得制限により非該当となった者 ・ 75歳未満で知的障害中度の者						444
	重 度 障 害 者 (児) < 心 身 障 害 者 >				・ 県の所得制限により非該当となった者 ・ 20歳未満で身障手帳 4 級所持かつ知的障害軽度の者						1
	重 度 障 害 者 (児) < 精 神 障 害 者 >				・ 県の所得制限により非該当となった者					R6.4.1	2
	特別児童扶養手当 1 級 支 給 児 童				・ 県の所得制限により非該当となった者						
	母 子 家 庭 等 < 母 子 家 庭 >	有	49250	ピンク	・ 1 8 歳に達する日の属する年度の末日(3 月 31 日) を経過した者で 20 歳未満の高等学校在学中の者を扶養する父または母と子 ・ 身障手帳 1 ～ 3 級又は知的障害重度～軽度で 18 歳以上 65 歳未満の者の介護のために就労できない母子家庭の母と子	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※ 1)	県内 現物 県外 償還	H27.4.1	26
			49253					医療保険の自己負担額(※ 1)から県制度に準ずる自己負担金(※ 2)を控除した額			
	重 度 障 害 者 老 人	有	85250	ピンク	・ 県の所得制限により非該当となった者 ・ 知的障害中度の者	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	H16.8.1 (精神は R6.4.1)	95
			85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※ 2)を控除した額			
	母 子 家 庭 等 老 人 等	有	86250	ピンク	・ 身障 1 ～ 3 級又は知的障害重度～軽度で 1 8 歳以上 6 5 歳未満の者の介護のために就労できない母子家庭で後期高齢者医療受給中の母	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	H16.8.1	0
			86253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※ 2)を控除した額			1

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1 診療報酬明細書当たり 500 円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1 日 1,000 円、月額 14,000 円を限度

市 町 名	事 業 名	有給 無の	福祉 医療 費 助成 番号	受給 券の 色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在	
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法			
彦 根 市	乳 幼 児 (子 ども 医 療)	有	40259	うぐいす	・小学1年生から中学3年生（15歳到達後最初の3月31日）までの者	無	無	医療保険の自己負担額（※1）	県内 現物 県外 償還	H30.4.1 (R6.4.1)	8,052	
		—	50250	—	・中学1年生から中学3年生（15歳到達後最初の3月31日）までの者（令和6年3月31日までに該当する者）	無	無	入院にかかる医療保険の自己負担額（※1）	償還のみ	H25.10.1 (R6.4.1)	0	
	高 校 生 世 代 (子 ども 医 療)	有	40252	ピンク	・15歳到達後最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日までの者	無	無	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	3,170	
	母 子 家 庭 等 (母 子)	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	H29.8.1	1,133	
	母 子 家 庭 等 (父 子)	有	44252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	H29.8.1	84	
	重 度 障 害 者（児）	有	41252	ピンク	・県制度対象者で小学1年生から18歳到達後最初の3月31日までの児童	有 (市の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	H29.8.1	45	
			47250		・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者			医療保険の自己負担額（※1）		H18.8.1 (R6.8.1)	40	
			47253		医療保険の自己負担額（※1）から県制度に準ずる自己負担金（※2）を控除した額					179		
	老人 (65～69歳老人 昭和19年8月2日～昭和24年8月1日生まれの方)	有	48250	白	・知的障害中度（B1）の療育手帳所持者	有 (市の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額（※1）から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県内 現物 県外 償還	H26.8.1	0	
					・身障手帳4級所持者						0	
	老人 (65～69歳老人、 昭和24年8月2日以降生まれの方)	有	48251	うすだいだい	・知的障害中度（B1）の療育手帳所持者			医療保険の自己負担額（※1）から健康保険法の規定の例による一部負担金相当額を控除した額				0
					・身障手帳4級所持者						14	
	老人 (70～74歳老人 平成26年4月1日以降に70歳に達した方)	有	48252	白	・知的障害中度（B1）の療育手帳所持者			医療保険の自己負担額（※1）から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額				1
					・身障手帳4級所持者						25	
	母 子 家 庭 老 人 等 (母 子 家 庭 老 人)	有	83252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	H29.8.1	0	
	母 子 家 庭 老 人 等 (父 子 家 庭 老 人)	有	84252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	H29.8.1	0	
	重 度 障 害 老 人	有	85250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者	有 (市の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	H18.8.1 (R6.8.1)	126	
			85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※2）を控除した額			240	

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市 町 名	事 業 名	受給 有無の	福祉医療費 助成番号	受給 券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法		
長 浜 市	子ども医療費助成	有	40259038	うぐ いす	・小学1年生から中学3年生（15歳到達後最初の3月31日）までの者	無	無	医療保険の自己負担額（※1）	県内 現物 県外 償還	R4.10.1	8,106
	高 校 生 世 代	有	40252033	ピンク	・県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	3,202
	重度障害者 (児)	有	41252032	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	593
			47250030		・身体障害者手帳3級所持者、4級所持者の一部の者（※4級の一部については高齢者の医療の確保に関する法律施行令等で定める障害認定に該当する者）			医療保険の自己負担額（※1）		H6.8.1	155
	母 子 家 庭	有	43252030	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	875
	父 子 家 庭	有	44252039	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	77
	ひとり暮らし寡婦	有	45252038	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	3
	重度障害老人	有	82252032	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	492
			85250033		・身体障害者手帳3級所持者、4級所持者の一部の者（※4級の一部については高齢者の医療の確保に関する法律施行令等で定める障害認定に該当する者）			高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等		H6.8.1	451
	母 子 家 庭 老 人	有	83252031	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	0
	父 子 家 庭 老 人	有	84252030	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	0

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市 町 名	事 業 名	受給 無の	福祉 医療費 助成 番号	受給 券の 色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法		
近江八幡市	子 ど も 医 療	有	40259	オレンジ	・ 小学 1 年生から中学 3 年生の者	無	無	医療保険の自己負担額(※ 1)	県内 現物 県外 償還	H27.10.1 (R6.4.1)	6,227
	高 校 生 世 代	有	40252	ピンク	・ 県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金(※ 2)	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	2,469
	重 度 障 害 者 (児)	有	41252	ピンク	・ 県制度対象者で、小学 1 年生から中学 3 年生の者	県の所得制限	県の所得制限	県制度による自己負担金(※ 2)	県内 現物 県外 償還	H31.4.1 (R6.4.1)	62
	重 度 障 害 者 (児)	有	① 47250	ピンク	・ 県の所得制限により非該当となった者	無	無	①医療保険の自己負担額(※ 1)	県内 現物 県外 償還	S48.10.1 (H17.8.1)	103
	重 度 障 害 者 (児) (心 身 障 害 者)		② 47253		・ 75歳未満で身障手帳 3 級所持者 ・ 75歳未満で身障手帳 4 級を所持かつ知的障害中度の者 ・ 特別児童扶養手当支給対象児童で 2 級の者			②医療保険の自己負担額(※ 1)から県制度に準ずる自己負担金(※ 2)を控除した額	県内のみ 現物	S48.10.1 (H14.4.1) (H17.8.1)	149
	重 度 障 害 者 (児)	有	③ 47254	ピンク	・ 県の所得制限により非該当となった者で、小学 1 年生から中学 3 年生の者	無	無	医療保険の自己負担額(※ 1)から県制度に準ずる自己負担金(※ 2)を控除した額	県内 現物 県外 償還	H31.4.1 (R5.4.1)	5
	重 度 障 害 者 (児) (心 身 障 害 者)				・ 75歳未満で身障手帳 3 級所持者 ・ 75歳未満で身障手帳 4 級を所持かつ知的障害中度の者 ・ 特別児童扶養手当支給対象児童で 2 級の者 上記のいずれかで、小学 1 年生から中学 3 年生の者				県内 現物 県外 償還	H31.4.1 (R5.4.1)	51
	母 子 家 庭 等 (母 子 家 庭)	有	43252	ピンク	・ 県制度対象者で、小学 1 年生から中学 3 年生の者	県の所得制限	県の所得制限	県制度による自己負担金(※ 2)	県内 現物 県外 償還	H31.4.1 (R6.4.1)	274
	母 子 家 庭 等 (母 子 家 庭)	有	49250	ピンク	・ 県の所得制限により非該当となった者	無	無	医療保険の自己負担額(※ 1)	県内 現物 県外 償還	S51.7.1 (H17.8.1)	0
			49253					医療保険の自己負担額(※ 1)から県制度に準ずる自己負担金(※ 2)を控除した額			35
	母 子 家 庭 等 (母 子 家 庭)	有	49254	ピンク	・ 県の所得制限により非該当となった者で、小学 1 年生から中学 3 年生の者	無	無	県制度による自己負担金(※ 2)	県内 現物 県外 償還	H31.4.1 (R6.4.1)	35
	母 子 家 庭 等 (父 子 家 庭)	有	44252	ピンク	・ 県制度対象者で、小学 1 年生から中学 3 年生の者	県の所得制限	県の所得制限	県制度による自己負担金(※ 2)	県内 現物 県外 償還	H31.4.1 (R6.4.1)	29
	重 度 障 害 老 人	有	① 85250	ピンク	・ 県の所得制限により非該当となった者	無	無	①高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	S58.2.1 (H17.8.1)	30
	重 度 障 害 老 人 < 心 身 障 害 老 人 >		② 85253		・ 75歳以上で身障手帳 3 級所持者 ・ 75歳以上で身障手帳 4 級を所持かつ知的障害中度の者			②高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※ 2)を控除した額	県内のみ 現物	H14.4.1	275
	母 子 家 庭 老 人 等	有	86250	ピンク	・ 県の所得制限により非該当となった者	無	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	S58.2.1 (H17.8.1)	0
			86253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※ 2)を控除した額			0

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市 町 名	事 業 名	受給 有無の	福祉医療費 助成番号	受給 券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法		
東 近 江 市	子ども医療費助成	有	40259	青色	・小学生（小1～小6）、中学生（中1～中3）	無	無	通院・入院にかかる医療保険の自己負担額（※1）から県制度に準ずる自己負担金（※2）を控除した額	県内 現物 県外 償還	H28.10.1	8,267
	重 度 障 害 者 （ 児 ）	有	47251	黄色	・身障手帳3・4級所持者 ・療育手帳B1・B2所持者（知的障害中度・軽度の者） （※いずれも通院のみ）	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	通院にかかる医療保険の自己負担額（※1）	県内 現物 県外 償還	H17.4.1 (H17.8.1)	1,047
			47254					通院にかかる医療保険の自己負担額（※1）から県制度に準ずる自己負担金（※2）を控除した額			
	重 度 障 害 老 人	有	85251	黄色	・上記重度障害者（児）に該当する者でかつ後期高齢者医療制度の該当者（※通院のみ）	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	通院にかかる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	H17.4.1	1,035
			85254					通院にかかる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度による自己負担金（※2）を控除した額			
	妊産婦医療費助成	－	－	－	・妊産婦（母子手帳交付月の初日（または東近江市に転入した日）から出産月の翌月の末日（または転出した日の前日）まで）	無	無	医療保険の自己負担額（※1）から県制度に準ずる自己負担金（※2）を控除した額	償還のみ	R6.4.1	不明

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市 町 名	事 業 名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法		
草 津 市	子ども医療	有	40259	オレンジ	・小中学生（満7歳に到達する年度の初日から満15歳に到達する年度の末日までの者）	無	無	医療保険の自己負担額（※1）から県制度に準ずる自己負担金（※2）を控除した額、入院にかかる自己負担金は無し	県内 現物 県外 償還	R6. 4. 1	11,856
		有	40254	ピンク	・高校生等（満16歳に到達する年度の初日から満18歳に到達する年度の末日までの者）	無	無	医療保険の自己負担額（※1）から通院のみ県制度に準ずる自己負担金（※2）を控除した額、入院にかかる自己負担は無し（県制度における入院自己負担分が市単独助成）	県内 現物 県外 償還	R6. 4. 1	3,766
	重 度 障 害 者 （ 児 ）	有	41253	ピンク	・県制度負担有の該当者で、小中学生および高校生等の者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※1）から通院のみ県制度に準ずる自己負担金（※2）を控除した額、入院にかかる自己負担は無し（県制度における入院自己負担分が市単独助成）	県内 現物 県外 償還	R6. 4. 1	93
	重 度 障 害 者 （ 児 ）	有	47250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者 ・戦傷病者手帳特別項症から第4項症の者	無	無	医療保険の自己負担額（※1）	県内 現物 県外 償還	R6. 4. 1	1,207
			47253					医療保険の自己負担額（※1）から県制度に準ずる自己負担金（※2）を控除した額			
			47254					医療保険の自己負担額（※1）から通院のみ県制度に準ずる自己負担金（※2）を控除した額、入院にかかる自己負担は無し			
	母 子	有	43253	ピンク	・県制度負担有の該当者で、小中学生および高校生等の者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※1）から通院のみ県制度に準ずる自己負担金（※2）を控除した額、入院にかかる自己負担は無し（県制度における入院自己負担分が市単独助成）	県内 現物 県外 償還	R5.10. 1	608
	父 子	有	44253	ピンク	・県制度負担有の該当者で、小中学生および高校生等の者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※1）から通院のみ県制度に準ずる自己負担金（※2）を控除した額、入院にかかる自己負担は無し（県制度における入院自己負担分が市単独助成）	県内 現物 県外 償還	R5.10. 1	45
	重 度 障 害 老 人 等	有	85250	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で上記重度障害者に該当する者	無	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	R6. 4. 1	130
			85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※2）を控除した額			306

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市 町 名	事 業 名	有 給 無 の	福 祉 医 療 費 助 成 番 号	受 給 券 の 色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法		
守 山 市 (続きあり)	子 ども	有	40259	オレンジ	・ 小学 1 ～ 中学 3 年生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担金は無し	県内 現物 県外 償還	R5.10.1	7,854
	重 度 障 害 者 (児)	有	41252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	277
			① 47250		・ 県の所得制限により非該当となった者 ・ 身障手帳3級所持者 ・ 知的障害中度の者 ・ 特別児童扶養手当2級支給対象児童	有 (市の所得制限)	無	①医療保険の自己負担額(※1) →本人住民税非課税の場合 ②医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →本人住民税課税の場合			374
			② 47253								
	ひとり暮らし高齢 寡婦	有	① 48251	うす だい だい	・ 県の所得制限により非該当となった者	有 (市の所得制限)	無	医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県内 現物 県外 償還	H15.8.1	1
		有	② 48252		白						・ 県の所得制限により非該当となった者
	母子家庭	有	43252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →母に市の所得制限有	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	397
			43253		・ 助成番号43251に該当する小学 1 ～ 中学 3 年生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担金は無し	県内 現物 県外 償還	R5.10.1	91
	父子家庭	有	44252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →父に市の所得制限有	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	17
			44253		・ 助成番号44251に該当する小学 1 ～ 中学 3 年生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担金は無し	県内 現物 県外 償還	R5.10.1	31
	ひとり暮らし寡婦	有	45252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	0
	母子家庭等 ＜母子父子家庭＞	有	① 49250	ピンク	・ 県の所得制限により非該当となった者 ・ 母子家庭で20歳までの障害者とこれを扶養する母等 ・ 父子家庭で20歳までの障害者とこれを扶養する父等	有 (市の所得制限)	無	①医療保険の自己負担額(※1) →母等に市の所得制限有 ②医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →母等が市の所得制限を超える時	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	2
			② 49253							H17.8.1	97
			49255		・ 助成番号49253に該当する小学 1 ～ 中学 3 年生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担金は無し	県内 現物 県外 償還	R5.10.1	55
	ひとり暮らし寡婦	有	① 49250 ② 49253	ピンク	・ 県の所得制限により非該当となった者	有 (市の所得制限)	無	①医療保険の自己負担額(※1) →本人住民税非課税の場合 ②医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →本人住民税課税の場合	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	6

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市 町 名	事 業 名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法		
守 山 市 (続 き)	低 所 得 者	無	—	—	・生活保護法の所得基準の1.5倍を超えない世帯の世帯員	有	有	医療保険の自己負担額(※1)	償還のみ	S50.4.1	0
	重 度 障 害 老 人	有	82252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	103
			① 85250 ② 85253		・県の所得制限により非該当となった重度障害老人 ・65歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律の障害認定に該当する重度障害老人(県制度対象者を除く) ・後期高齢者医療対象者のうち知的障害中度の者 ・身体障害者手帳3級・4級の一部の者 ・精神障害者2級の者 ・障害年金受給者	有 (市の所得制限)	無	①高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等 →本人住民税非課税の場合 ②高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →本人住民税課税の場合			279
	母 子 家 庭 老 人	有	83252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	0
	父 子 家 庭 老 人	有	84252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	0
	母 子 家 庭 老 人 等 < 母 子 家 庭 老 人 ・ 父 子 家 庭 老 人 >	有	① 86250 ② 86253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった母子家庭老人および父子家庭老人	有 (市の所得制限)	無	①高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等 →本人住民税非課税の場合 ②高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →本人住民税課税の場合	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	0

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
栗東市	子ども医療	有	40259	オレンジ	・小中学生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担金は無し	県内 県外 現物 償還	R2.4.1 (R6.4.1)	5,843
	重度障害者 (児)	有	41253	ピンク	・県制度対象者で、小中学生の者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担は無し(県制度における入院自己負担分が市単独助成)	県内 県外 現物 償還	R2.4.1 (R6.4.1)	39
	重度障害者 (児)	有	47250	ピンク	・身障手帳3級所持者 ・療育手帳B1所持者(知的障害中度) (※いずれも世帯員全員が市民税非課税である者)	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外 現物 償還	S48.4.1 (R6.8.1)	31
			47253		・身障手帳3級所持者 ・療育手帳B1所持者(知的障害中度)			医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			105
			47254		・身障手帳3級所持者 ・療育手帳B1所持者(知的障害中度) (※いずれも小中学生である者)			医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担は無し(県制度における入院自己負担分が市単独助成)		R2.4.1 (R6.8.1)	23
	母子家庭等 (母子)	有	43253	ピンク	・県制度対象者で、小中学生の者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担は無し(県制度における入院自己負担分が市単独助成)	県内 県外 現物 償還	R2.4.1 (R6.4.1)	259
	母子家庭等 (父子)	有	44253	ピンク	・県制度対象者で、小中学生の者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担は無し(県制度における入院自己負担分が市単独助成)	県内 県外 現物 償還	R2.4.1 (R6.4.1)	15
	重度障害老人	有	85250	ピンク	・高齢者医療確保法第50条、及び上記重度障害者に該当する者 (※世帯員全員が市民税非課税である者)	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外 現物 償還	S58.2.1 (R6.8.1)	52
			85253		・高齢者医療確保法第50条、及び上記重度障害者に該当する者			高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			105

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市 町 名	事 業 名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法		
野洲市	子 ど も 医 療	有	40259	オレンジ	・ 小学 1 年生から中学 3 年生の者	無	<保護者> 無	医療保険制度の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額。入院については自己負担額なし	県内 現物 県外 償還	R5.10.1	3,960
	重度障害者（児）	有	41252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	270
			47250		・ 県の所得制限により非該当となった者 ・ 身障手帳3級所持者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)		R6.4.1	139
	老 人	有	48251	うすだいだい	・ 県制度対象者を除く市民税均等割のみ課税世帯の65歳～69歳老人	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県内 現物 県外 償還	H26.8.1	2
					・ ねたきり老人、ひとり暮らし老人	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)				3
		有	48252	白	・ 県制度対象者を除く市民税均等割のみ課税世帯の70歳～74歳老人	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県内 現物 県外 償還	H26.8.1	12
					・ ねたきり老人、ひとり暮らし老人	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)				9
	母 子 家 庭 等 (母 子 家 庭)	有	43252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	516
	母 子 家 庭 等 (父 子 家 庭)	有	44252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	54
	ひとり暮らし寡婦	有	45252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	5
	重 度 障 害 老 人	有	82252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	223
			85250		・ 県の所得制限により非該当となった者 ・ 身障手帳3級所持者	無	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等		R6.4.1	213
	母 子 家 庭 老 人 等 (母 子 家 庭)	有	83252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	0
	母 子 家 庭 老 人 等 (父 子 家 庭)	有	84252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	0

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市 町 名	事 業 名	受給 有無 の	福祉医療費 助成 番号	受給 券の 色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法		
湖 南 市	小中学生	有	40259	オレンジ	・小中学生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 現物 県外 償還	R3.9.1	4,392
	高校生世代	有	40252	ピンク	・高校生世代	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	1,478
	重度障害者 (児)	有	41252	ピンク	・県制度対象者のうち課税世帯に属する小中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 現物 県外 償還	R3.9.1	24
	母子家庭等 (母子家庭)	有	43252	ピンク	・県制度対象者のうち課税世帯に属する小中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 現物 県外 償還	R3.9.1	261
	母子家庭等 (父子家庭)	有	44252	ピンク	・県制度対象者のうち課税世帯に属する小中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 現物 県外 償還	R3.9.1	21
	重 度 障 害 者 (児)	有	47250	ピンク	・身障手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 現物 県外 償還	H16.10.1	120
			47253					医療保険の自己負担額(※1)から県制度による自己負担金(※2)を控除した額			444
	重 度 障 害 老 人	有	85250	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で上記の重度障害者(児)に該当する者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	H16.10.1	47
			85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			78

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市 町 名	事 業 名	受給 有無 の	福祉 医療費 助成 番号	受給 券の 色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法		
甲 賀 市	子 育 て 応 援 医 療	有	40253	クリーム	・ 小学 1 年生から中学 3 年生	無	無	医療保険の自己負担額（※ 1）	県内 現物 県外 償還	R4. 10. 1	6, 181
	高 校 生 世 代	有	40252	ピンク	・ 県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金（※ 2）	県内 現物 県外 償還	R6. 4. 1	2, 565
	重 度 障 害 者 (児)	有	41252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※ 2）	県内 現物 県外 償還	R6. 4. 1	501
			47250		・ 県の所得制限により非該当となった者	有 (県の所得制限)	無	医療保険の自己負担額（※ 1）		R6. 4. 1	20
			47253		・ 身障手帳 3 級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額（※ 1）から県制度に準ずる自己負担金（※ 2）を控除した額		H25. 8. 1	100
	母 子 家 庭	有	43252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※ 2）	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	777
	父 子 家 庭	有	44252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※ 2）	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	63
	ひとり暮らし寡婦	有	45252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※ 2）	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	5
	母 子 家 庭 等	有	49250	ピンク	・ 県の所得制限により非該当となった者	有 (県の所得制限)	無	医療保険の自己負担額（※ 1）	県内 現物 県外 償還	H16. 10. 1	32
	重 度 障 害 老 人	有	82252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※ 2）	県内 現物 県外 償還	R6. 4. 1	407
			85250		・ 県の所得制限により非該当となった者 ・ 戦傷病者手帳保持者で恩給法第49条/2第1号表/2及び同条/3表第1号表/3に該当する者	有 (県の所得制限)	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等		R6. 4. 1	17
			85253		・ 身障手帳 3 級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※ 2）を控除した額		H25. 8. 1	276
	母 子 家 庭 老 人	有	83252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※ 2）	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	0
	父 子 家 庭 老 人	有	84252	ピンク	・ 県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※ 2）	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	0

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市 町 名	事 業 名	受給 有無の	福祉医療費 助成番号	受給 券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法		
高 島 市	子ども医療費助成	有	40259	藤色	・小・中学生	無	無	医療保険の自己負担額（※1）	県内 現物 県外 償還	H25. 7. 1	2, 637
			40252	ピンク	・高校生世代	無	無	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	R5. 8. 1	1, 128
	母 子 家 庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	H17. 1. 1	242
	父 子 家 庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	H17. 1. 1	13
	重度障害者（児）	有	41252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	H17. 1. 1 (R6. 4. 1)	27

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市 町 名	事 業 名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法		
米 原 市	小 ・ 中 学 生	有	40259	緑	・ 小学 1 年生から中学 3 年生まで	無	無	医療保険の自己負担額(※ 1)	県内 現物 県外 償還	R6. 4. 1	2, 773
	高 校 生 世 代	有	40252	ピンク	・ 県制度対象者（義務教育終了から18歳到達の年度末まで）	無	無	県制度による自己負担金(※ 2)	県内 現物 県外 償還	R6. 4. 1	1, 028
	重度障がい者（児）	有	41252	ピンク	・ 県制度対象者（小学 1 年生から高校生世代（18歳到達の年度末まで）まで）	無	無	県制度による自己負担金(※ 2)	県内 現物 県外 償還	H26. 4. 1	22
	重度心身障がい者 （ 児 ） （知的障がい者）	－	－	－	・ 療育手帳（中度・軽度）所持者 ・ 1 年以上居住 ※他の制度より助成がある場合は除く	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額(※ 1)から市独自の自己負担金を控除した額	償還のみ	R1. 8. 1	110
	重 度 障 が い 者 （ 児 ）	有	47250	ピンク	・ 身障手帳 3 級所持者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額(※ 1)	県内 現物 県外 償還	R1. 8. 1	32
			47253					医療保険の自己負担額(※ 1)から県制度による自己負担金(※ 2)を控除した額			
	重 度 障 が い 老 人	有	85250	ピンク	・ 高齢者の医療の確保に関する法律対象者で上記障害者（児）該当者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	R1. 8. 1	116
			85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※ 2)を控除した額			
	母 子 家 庭	有	43252	ピンク	・ 県制度対象者（小学 1 年生から高校生世代（18歳到達の年度末まで）まで）	無	無	県制度による自己負担金(※ 2)	県内 現物 県外 償還	H26. 4. 1	211
	父 子 家 庭	有	44252	ピンク	・ 県制度対象者（小学 1 年生から高校生世代（18歳到達の年度末まで）まで）	無	無	県制度による自己負担金(※ 2)	県内 現物 県外 償還	H26. 4. 1	19

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市 町 名	事 業 名	有 給 無 の	受 給 券 の 色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在	
					本 人	扶養義務者	内 容	方 法			
日 野 町	重度障害者（児） （身体障害者）	有	47253	ピンク	有 (町の所得制限)	有 (町の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1) から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 現物 県外 償還	H18. 8. 1	178	
	重度障害者（児） （知的障害者）										・知的障害中度及び軽度の者
	重度障害者（児） （心身障害者）								・精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者		R6. 4. 1
	母子家庭等	有	49253	ピンク	・20歳未満の子を扶養とする母(父)と子	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1) から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	42
	重度障害老人 （身体障害者）	有	85253	ピンク	有 (町の所得制限)	有 (町の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 現物 県外 償還	H18. 8. 1	171	
	重度障害老人 （知的障害者）										・高齢者の医療の確保に関する法律対象者で知的障害中度及び軽度の者
	重度障害老人 （心身障害者）										・高齢者の医療の確保に関する法律対象者で精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者
	小・中学生	有	40259	オレンジ	・小中学生	無	無	医療保険の自己負担金(※1)	県内 現物 県外 償還	R1. 10. 1	1,560
			41252	ピンク	・県制度対象者（重度障害者）のうちの小中学生			県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還		15
			43252		・県制度対象者（母子家庭）のうちの小中学生						134
			44252		・県制度対象者（父子家庭）のうちの小中学生						3
	高校生等	有	40252	ピンク	・県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	R6. 4. 1	528
			41252		・県制度対象者（重度障害者）のうちの高校生等						2
			43252		・県制度対象者（母子家庭）のうちの高校生等						36
			44252		・県制度対象者（父子家庭）のうちの高校生等						0

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市 町 名	事 業 名	受 有 無 の 受 給 券 の 色	福 祉 医 療 費 助 成 金 号	受 給 券 の 色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法		
竜 王 町	子 ど も 医 療	有	40259	サーモン ピンク・ ピンク	・小学生、中学生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 現物 県外 償還	H29.10.1	828
	高 校 生 世 代	有	40252	ピンク	・県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	376
	母 子 家 庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者のうち課税世帯に属する小中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	H29.10.1	37
	父 子 家 庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者のうち課税世帯に属する小中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	H29.10.1	1
	重 度 障 害 者 (児)	有	41252	ピンク	・県制度対象者のうち課税世帯に属する小中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	H29.10.1	6
			47250		・身体障害者手帳3～6級所持者 ・療育手帳中度・軽度の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者	有 (町の所得制限)	有 (町の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 現物 県外 償還	H23.8.1	41
			47253					医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			29
	重 度 障 害 老 人	有	85250	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律対象者で上記心身障害者(児)該当者	有 (町の所得制限)	有 (町の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	H23.8.1	48
			85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			40

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市 町 名	事 業 名	有 給 無 給	福祉医療費 助成 番号	受給券の 色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法		
愛 荘 町	あんしん子育て医療	有	40259	濃ク リ ー ム	・ 小学校入学から中学校卒業前までの児童	無	無	通院・入院にかかる医療保険の自己負担額	県内 現物 県外 償還	H26.10.1	2099
	子 ども	有	40252	ピンク	・ 15歳に達する日の翌日以降の最初の 4 月 1 日から 18歳に達する日以降の最初の 3 月31日まで	無	無	通院・入院にかかる医療保険の自己負担額	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	763
	重 度 障 害 者 (児)	有	41252	ピンク	・ 県制度対象者で 0 歳から中学校卒業前までの児童	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※ 2)	県内 現物 県外 償還	H26.10.1	12
			47250		・ 身体障害者手帳 3 級所持者			医療保険の自己負担額(※ 1)		H18.2.13	8
			47253		医療保険の自己負担額(※ 1) から県制度に準ずる自己負担金(※ 2)を控除した額			24			
	母 子 家 庭	有	43252	ピンク	・ 県制度対象者で 0 歳から中学校卒業前までの児童	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※ 2)	県内 現物 県外 償還	H26.10.1	170
	父 子 家 庭	有	44252	ピンク	・ 県制度対象者で 0 歳から中学校卒業前までの児童	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※ 2)	県内 現物 県外 償還	H26.10.1	22
	重 度 障 害 老 人	有	85250	ピンク	・ 高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で身体障害者手帳 3 級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	H18.2.13	17
			85253			有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※ 2)を控除した額			38

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市 町 名	事 業 名	受給 有無の	福祉医療費 助成番号	受給 券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法		
豊 郷 町	子 ど も 医 療	有	40259	濃ク リーム	小学1年生から中学生世代まで	無	無	医療保険の自己負担額（※1）	県内 現物 県外 償還	H26.10.1	568
			40252	ピンク	高校生世代	無	無	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	247
	重 度 障 害 者（児）	有	47250	ピンク	・身体障害者手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者 ・精神障害者手帳2級以上所持者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※1）	県内 現物 県外 償還	H28.4.1	43
			47253					医療保険の自己負担額（※1）から県制度に準ずる自己負担金（※2）を控除した額			52
	重 度 障 害 老 人	有	85250	ピンク	・身体障害者手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者 ・精神障害者手帳2級以上所持者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	H28.4.1	19
			85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※2）を控除した額			13
	母 子 家 庭 等	有	43252	ピンク	県制度対象者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金（※2）	県内 現物 県外 償還	H26.10.1	45
			44252								12

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市 町 名	事 業 名	受給 有無の 有	福祉医療費 助成番号	受給 券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法		
甲 良 町	小 中 学 生	有	40259	藤色	・ 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過している者で 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過していない者	無	無	医療保険の自己負担額（※ 1）	県内 現物 県外 償還	R6. 4. 1	431
	高 校 生 世 代	有	40252	ピンク	・ 県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金（※ 2）	県内 現物 県外 償還	R6. 4. 1	183
	ひ と り 親 家 庭 ・ 重 度 障 害 者 （ 児 ）	有	41252 43252 44252	ピンク	・ 県制度対象者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金（※ 2）	県内 現物 県外 償還	R6. 4. 1	40
	重 度 障 害 者 （ 児 ）	有	47250 47253	ピンク	・ 県制度を除く、身障手帳 3 級、療育手帳 B 1、もしくは精神障害者手帳 2 級を所持する者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額から県制度に準ずる自己負担額を除いた額	県内 現物 県外 償還	R6. 4. 1	55
	重 度 障 害 老 人		85250 85253		・ 高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 1、もしくは精神障害者手帳 2 級所持者			高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※ 2）を除いた額			37

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1 診療報酬明細書当たり 500 円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1 日 1,000 円、月額 14,000 円を限度

市 町 名	事 業 名	受給 有無の	福祉医療費 助成番号	受給 券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R7.10.1 現在
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法		
多 賀 町	子 育 て 応 援 医 療	有	40259	緑	・町内在住小・中学生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 現物 県外 償還	H24. 10. 1	641
	高 校 生 世 代	有	40252	ピンク	・高校生世代（18歳年度末まで）	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	R6. 4. 1	205
	重 度 障 害 者（児）	有	47250	ピンク	・身体障害者手帳3級所持者 ・県制度対象者で課税世帯に属する町内在住小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 現物 県外 償還	H22. 10. 1	3
			47253					医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			11
			41252					県制度による自己負担金(※2)		H23. 4. 1	0
	母 子 家 庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する町内在住小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	H24. 10. 1	39
	父 子 家 庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する町内在住小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 現物 県外 償還	H24. 10. 1	4
	重 度 障 害 老 人	有	85250	ピンク	・身体障害者手帳3級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	H22. 10. 1	10
			85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			4

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独事業実施状況 ＜精神障害者・児(老人)＞

(令和7年10月1日現在)

市町単独事業実施状況【精神障害者・児(老人)】(令和7年10月1日現在)

様式2

市 町 名	事業名	受給 有無 の	福祉 助成 番号	受給 券の 色	助成対象者の範囲	所得制限		助 成		実施時期 (改正時期)	対象者数
						本 人	扶養義務者	内 容	方 法	年月日	R7. 10. 1 現在
大 津 市	精神障害者(児)	有	71250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	精神障害の通院医療費から保険給付と通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H16. 8. 1	30
	精 神 障 害 老 人	有	76250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	精神障害の通院医療費について生じる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H16. 8. 1	1
近江八幡市	精神障害者(児)	有	71250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	精神障害の通院医療費から保険給付と通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	20
	精 神 障 害 老 人	有	76250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	精神障害の通院医療費について生じる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	3
草 津 市	精神障害者(児)	有	71250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	精神障害の通院医療費から保険給付と通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H14. 8. 1	73
	精 神 障 害 老 人	有	76250	空色	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で上記精神障害者に該当する者	無	無	精神障害の通院医療費について生じる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H14. 8. 1	2
守 山 市	精神障害者(児)	有	71250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	有 (市の所得制限)	無	精神障害の通院医療費から保険給付と通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	34
	精 神 障 害 老 人	有	76250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	有 (市の所得制限)	無	精神障害の通院医療費について生じる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	2
野 洲 市	精神障害者(児)	有	71250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	精神障害の通院医療費から保険給付と通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H16. 10. 1	19
	精 神 障 害 老 人	有	76250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	精神障害の通院医療費について生じる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H16. 10. 1	2
湖 南 市	精神障害者(児)	有	71250	空色	・精神障害者保健福祉手帳3級所持者で通院医療費公費負担を受けている者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	精神障害の通院医療費から保険給付と通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	179
	精 神 障 害 老 人	有	76250	空色	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で上記の精神障害者に該当する者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	精神障害の通院医療費について生じる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H17. 8. 1	9
米 原 市	精神障害者(児)	—	—	—	・精神保健福祉手帳(1級および2級)所持者 ・精神指定病院に入院加療中の者 ・1年以上居住 ※他の制度より助成がある場合は除く	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	入院における医療保険の自己負担額(※1)の2分の1	償還のみ	H17. 2. 14	47